

## 牛肉等を使用した食品への原料原産地表示を求める署名

農林水産大臣 様  
厚生労働大臣 様

BSE（牛海綿状脳症、いわゆる狂牛病）の発生により停止していたアメリカ産牛肉及び内臓について、政府は2006年7月27日に輸入再々開を決定しました。

しかし、アメリカ国内でのBSE対策はいまだ不十分といわなければなりません。それにもかかわらず、拙速に輸入再々開が決定され、輸入が行われています。各種世論調査では圧倒的多数の消費者が米国产牛肉を食べたくないと考えていることが明らかとなっています。

こうした状況の中で、消費者が選択する権利を行使するためには、明確な原料原産地表示が必要です。生肉についてはJAS（日本農林規格）法によって原産地（原産国）表示が義務づけられ、2006年10月からは一部の加工食品についても表示義務が課せられました。しかし、輸入牛肉が多く使われている外食やほとんどの加工食品などには原料原産地の表示義務がありません。

こうしたことから私たちは、牛肉・内臓製品を使用する食品に対する原料原産地表示の義務づけを求め、以下のとおり要請します。

### 要請事項

1. すべての牛肉等加工品への原料原産地表示を義務づけること
2. 外食や弁当などの中食に使用される牛肉等についても原料原産地表示を義務づけること

年 月 日

名 前	住 所

### 署名呼びかけ団体

食の安全・監視市民委員会 / 特定非営利活動法人 日本消費者連盟  
フォーラム平和・人権・環境 / 全国農民組織連絡会議 / ふーどアクション21

### 署名取り扱い団体

第1次集約:2006年10月31日  
第2次集約:2006年11月30日  
最終集約:2007年3月31日

### 署名集約先

日本消費者連盟 〒162-0042 東京都新宿区早稲田町75日研ビル2F  
Tel:03(5155)4765 Fax:03(5155)4767